

東京電力株式会社福島第 1、第 2 原子力発電所事故による原子力損害の範囲 の判定等に関する中間指針第 2 次追補

(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について) (抄)

(平成 24 年 3 月 16 日)

第 2 政府による避難指示等に係る損害について

4 財物価値の喪失又は減少等

(備考)

3) 「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物に
あっては同等の建物を取得できるような価格とすること
に配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に
評価するものとする。